

医療法人社団 明芳会 江田記念病院
通所リハビリテーション事業所運営規定

(事業目的)

第1条 医療法人社団明芳会が開設する江田記念病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団 明芳会 江田記念病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地 横浜市青葉区あざみ野南1丁目1番

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

- ・医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
- ・理学療法士 2名（常勤兼務、1～4単位を兼務）
- ・作業療法士 1名（常勤兼務、1～4単位を兼務）
- ・言語聴覚士 2名（常勤兼務、1～4単位を兼務）

・介護職員 2名（常勤1名・非常勤1名、1～4単位を兼務）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、年末年始を除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

③ サービス提供時間 1単位目 午前9時～午前10時30分まで

2単位目 午前10時50分～午後12時20分まで

3単位目 午後1時40分～午後3時10分まで

4単位目 午後3時30分～午後5時まで

（利用定員）

第6条

1. 事業所の利用定員は、通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション合わせ、1日当たり4単位（20人）とする。

① 1単位目 5名

② 2単位目 5名

③ 3単位目 5名

④ 4単位目 5名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

1 《利用内容》

① 機能訓練

② バイタルチェック

③ レクリエーション

④ リハビリマネジメント

⑤ 口腔機能向上

⑥ 栄養改善指導

⑦ 運動機能向上（介護予防）

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名または押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業所が送迎サービスを実施しないため、通常の事業の実施地域は特に制限をかけないこととする。

（衛生管理等）

第9条 利用者の使用する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を定期的に行う

（苦情に対する対応方針）

第13条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条

1. 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者にあった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団明芳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 18 条

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

附則

- この規定は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。
- この規定は、令和 6 年 2 月 10 日から施行する。